



愛媛県報

発行 愛媛県

平成21年12月1日火曜日 第2122号

◇ 目 次 ◇ 告 示

- 医療機関の指定.....1041
- 指定医療機関の名称の変更.....1041
- 指定医療機関の廃止の届出.....1041
- 指定医療機関の辞退.....1041
- 介護機関(居宅介護事業者)の指定.....1042
- 介護機関(居宅介護支援事業者)の指定.....1042
- 介護機関(介護予防事業者)の指定.....1042
- 指定介護機関(居宅介護事業者)の変更.....1042
- 指定介護機関(介護予防事業者)の変更.....1043
- 指定介護機関(居宅介護事業者)の廃止の届出.....1043
- 指定介護機関(介護予防事業者)の廃止の届出.....1043
- 解除予定保安林.....1043
- 保安林の皆伐面積の限度の公表.....1043
- 公有水面埋立工事のしゅん功認可.....1045
- 公共測量の実施の通知.....1046
- 都市計画の決定案の縦覧.....1046
- 土地改良事業の工事完了の届出.....1046
- 新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....1046

- 市営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....1046
- 道路の供用開始(県道内子河辺野村線).....1047
- 道路の位置の指定.....1047

告 示

○愛媛県告示第1453号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成21年12月1日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年 月 日
河野歯科医院	河野裕輔	宇和島市新町一丁目5-24	平成21年 10月1日
真網代診療所	医療法人不老	八幡浜市真網代丙247番10	平成21年 11月1日

○愛媛県告示第1454号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関が、名称を次のように変更した。

平成21年12月1日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称		開設者の氏名 又は名称	所在地	変 更 年 月 日
旧	新			
こにし産科婦人科	こにしクリニック	医療法人こにしクリニック	新居浜市庄内町一丁目13-35	平成21年9月18日

○愛媛県告示第1455号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成21年12月1日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	廃 止 年 月 日
亀岡薬局	亀岡真利子	伊予市下吾川380-64	平成21年 3月31日
河野歯科医院	河野和彦	宇和島市新町一丁目5-24	平成21年 9月30日
千葉薬局	木下善治	新居浜市東田二丁目甲1841番地1	平成21年 9月30日
さくら調剤薬局	(有)さくら調剤	八幡浜市矢野町1150番地25	平成21年 10月26日

○愛媛県告示第1456号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第51条第1項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があった。

平成21年12月1日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	辞 退 年 月 日
重松歯科医院	重松均	今治市宮窪町宮窪2822-2	平成21年 10月27日

○愛媛県告示第1457号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成21年12月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社ひより	大洲市長浜町下須戒甲321番地2	株式会社ひより	大洲市長浜町下須戒甲321番地2	平成21年9月30日
買原彰彦	今治市中日吉町二丁目2-22	かいはらクリニック	今治市南高下町三丁目2-8	平成21年10月1日
原井川建設有限公司	西予市野村町溪筋1号1309番地1	あいの里訪問介護	西予市野村町阿下6号586番地	平成21年10月13日

○愛媛県告示第1458号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護支援事業者）を次のように指定した。

平成21年12月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
巴里株式会社	伊予市湊町68番地1	巴里居宅介護支援事業所	伊予市湊町68番地1	平成21年10月23日

○愛媛県告示第1459号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成21年12月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社ひより	大洲市長浜町下須戒甲321番地2	株式会社ひより	大洲市長浜町下須戒甲321番地2	平成21年9月30日
買原彰彦	今治市中日吉町二丁目2-22	かいはらクリニック	今治市南高下町三丁目2-8	平成21年10月1日
原井川建設有限公司	西予市野村町溪筋1号1309番地1	あいの里訪問介護	西予市野村町阿下6号586番地	平成21年10月13日

○愛媛県告示第1460号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成21年12月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
有限会社唐子浜介護センター	今治市衣干町二丁目1-28	有限会社唐子浜介護センター	（変更後） 今治市衣干町二丁目1-28	平成21年9月25日
			（変更前） 今治市東村三丁目1-38	

○愛媛県告示第1461号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）の介護予防事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成21年12月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
有限会社唐子浜介護センター	今治市衣干町二丁目1-28	有限会社唐子浜介護センター	(変更後) 今治市衣干町二丁目1-28	平成21年9月25日
			(変更前) 今治市東村三丁目1-38	

○愛媛県告示第1462号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成21年12月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人恩賜財団済生会支部愛媛県済生会	松山市山西町997番地1	社会福祉法人恩賜財団済生会小田病院	喜多郡内子町小田130番地	平成21年5月31日

○愛媛県告示第1463号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）から、介護予防事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成21年12月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る介護予防事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人恩賜財団済生会支部愛媛県済生会	松山市山西町997番地1	社会福祉法人恩賜財団済生会小田病院	喜多郡内子町小田130番地	平成21年5月31日

○愛媛県告示第1464号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成21年12月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除予定保安林の所在場所
八幡浜市五反田2番耕地457の4
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
農道用地とするため

○愛媛県告示第1465号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定による皆伐面積の限度は、次のとおりとする。

平成21年12月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

単位区域	保安林の種類	面積 (ヘクタール)	区内市町
銅 山 川	水源かん養保安林	565.36	四国中央市（金砂町平野山、富郷町寒川山及び金砂町小川山並びに富郷町豊坂及び富郷町津根山の各一部に限る。）四国中央市新宮町、新居浜市（別子山に限る。）
	土砂流出防備保安林	20.19	

金生川～加茂川	水源かん養保安林	380.14	新居浜市(別子山を除く。)西条市(明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田、小松町、丹原町を除く。)西条市小松町(石鎚(字大成、字有川及び字黒河並びに字諏訪、字戸石及び字横峰の各一部に限る。))に限る。)四国中央市(金砂町平野山、富郷町寒川山及び金砂町小川山並びに富郷町豊坂及び富郷町津根山の各一部を除く。)四国中央市土居町
	土砂流出防備保安林	826.74	
中山川	水源かん養保安林	205.55	西条市(明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田に限る。)西条市小松町(石鎚(字大成、字有川及び字黒河並びに字諏訪、字戸石及び字横峰の各一部を除く。))を除く。)西条市丹原町(関屋及び田滝の各一部を除く。)、東温市(滑川及び明河並びに河之内の一部に限る。)
	土砂流出防備保安林	270.78	
今治地区	水源かん養保安林	59.44	今治市(吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町、関前大下、関前岡村、関前小大下を除く。)、松山市(安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原に限る。)
	土砂流出防備保安林	361.51	
重信川	水源かん養保安林	253.10	松山市(安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原、中島栗井、宇和間、中島大浦、小浜、上怒和、熊田、神浦、津和地、長師、鏡、野忽那、畑里、二神、宮野、睦月、元怒和、吉木を除く。)、伊予市(中山町、双海町を除く。)、西条市丹原町(関屋及び田滝の各一部に限る。)、東温市(滑川及び明河並びに河之内の一部を除く。)、伊予郡砥部町(満穂、玉谷、中野川、高市、総津、多居谷、仙波を除く。)
	土砂流出防備保安林	620.10	
小田川	水源かん養保安林	20.72	喜多郡内子町(本川、上川、立石、南山、寺村、小田、日野川、大平、吉野川、中田渡、上田渡、白杵、中川(一部を除く。))に限る。)、伊予郡砥部町(満穂、玉谷、中野川、高市、総津、多居谷、仙波に限る。)、伊予市中山町、双海町
	土砂流出防備保安林	70.57	
肱川	水源かん養保安林	730.93	大洲市、喜多郡内子町(本川、上川、立石、南山、寺村、小田、日野川、大平、吉野川、中田渡、上田渡、白杵、中川を除く。)、西予市宇和町(郷内、西山田及び山田の各一部を除く。)、野村町(大野ヶ原の一部を除く。)、城川町
	土砂流出防備保安林	82.28	
八幡浜地区	水源かん養保安林	14.52	八幡浜市、西宇和郡伊方町、西予市三瓶町、明浜町、宇和町(郷内、西山田及び山田の各一部に限る。)
	土砂流出防備保安林	50.35	
宇和島地区	水源かん養保安林	622.59	宇和島市(三間町及び野川の一部を除く。)、南宇和郡愛南町
	土砂流出防備保安林	120.65	
吉海宮窪地区	土砂流出防備保安林	17.99	今治市吉海町、宮窪町
伯方地区	土砂流出防備保安林	19.78	今治市伯方町
弓削地区	土砂流出防備保安林	3.10	越智郡上島町(生名、岩城、魚島を除く。)
上浦大三島地区	土砂流出防備保安林	39.20	今治市上浦町、大三島町
中島地区	土砂流出防備保安林	1.44	松山市(中島栗井、宇和間、中島大浦、小浜、上怒和、熊田、神浦、津和地、長師、鏡、野忽那、畑里、二神、宮野、睦月、元怒和、吉木に限る。)
四万十川	水源かん養保安林	548.52	宇和島市(三間町及び野川の一部に限る。)、北宇和郡鬼北町、松野町
	土砂流出防備保安林	37.19	
仁淀川上流	水源かん養保安林	950.13	上浮穴郡久万高原町、喜多郡内子町(中川の一部に限る。)、西予市野村町(大野ヶ原の一部に限る。)
	土砂流出防備保安林	37.87	
東予	干害防備保安林	19.10	四国中央市(上柏町、下柏町、村松町、三島朝日一丁目、三島朝日二丁目、三島朝日三丁目、三島紙屋町、三島宮川一丁目、三島宮川二丁目、三島宮川三丁目、三島宮川四丁目、三島中央一丁目、三島中央二丁目、三島中央三丁目、三島中央四丁目、三島中央五丁目、三島金子一丁目、三島金子二丁目、三島金子三丁目、中曾根町、中之庄町、具定町、寒川町、豊岡町大町、豊岡町豊田、豊岡町長田、豊岡町五良野、豊岡町岡銅、富郷町寒川山、富郷町豊坂、富郷町津根山、金砂町小川山、金砂町平野山に限る。)、新居浜市、西条市(明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田、丹原町に限る。)

中 予	干 害 防 備 保 安 林	4.14	松山市（安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善心寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原に限る。）
南 予	干 害 防 備 保 安 林	18.62	八幡浜市、北宇和郡鬼北町、南宇和郡愛南町（正木、増田、小山、中川、広見、満倉、上大道、一本松に限る。）
東 予	保 健 保 安 林	17.94	新居浜市、西条市（明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田、丹原町を除く。）
今 治 地 区	保 健 保 安 林	29.34	松山市（安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善心寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原に限る。）今治市玉川町、波方町
中 予	保 健 保 安 林	13.84	松山市（安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善心寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原、中島粟井、宇和間、中島大浦、小浜、上怒和、熊田、神浦、津和地、長師、饒、野忽那、畑里、二神、宮野、睦月、元怒和、吉木を除く。）東温市（上村、牛淵、上林、北野田、志津川、下林、田窪、西岡、野田一丁目、野田二丁目、野田三丁目、樋口、南野田、見奈良、山之内、横河原に限る。）上浮穴郡久万高原町（東明神、西明神、入野、久万、上野尻、下野尻、熊田、菅生、上畑野川、下畑野川、直瀬、露峰、二名、父野川、柳井川、中津、西谷に限る。）喜多郡内子町（中川の一部に限る。）
八 幡 浜 ~ 肱 川	保 健 保 安 林	21.12	八幡浜市保内町、西予市三瓶町、野村町、城川町
宇 和 島 ~ 四 万 十 川	保 健 保 安 林	3.78	宇和島市（吉田町、三間町、津島町を除く。）北宇和郡松野町
弓 削 地 区	保 健 保 安 林	3.10	越智郡上島町（生名、岩城、魚島を除く。）

注 銅山川、金生川～加茂川、中山川、今治地区、重信川、仁淀川上流、肱川、宇和島地区及び四万十川には、国有林を含む。

○愛媛県告示第1466号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、伊方町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成21年12月1日

三崎港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 加戸守行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 愛媛県知事 加戸守行

松山市御宝町119番1

2 埋立区域

(1) 位置

西宇和郡伊方町三崎1848番地先から同4345番地先に至る公有水面

(2) 区域

次の1点から62点までを順次直線で結んだ線並びに62点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L+2.30メートル）における陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（西宇和郡伊方町三崎1848番地先の赤坂第二防波堤に設置された金属錐）は、北緯33度23分14秒、東経132度07分02秒の地点

- 1 点は、基点から真北346度47分36秒82.83メートルの地点
- 2 点は、1点から真北168度11分51秒 3.90メートルの地点
- 3 点は、2点から真北251度36分44秒 1.92メートルの地点
- 4 点は、3点から真北254度27分38秒 3.59メートルの地点
- 5 点は、4点から真北256度31分44秒 3.54メートルの地点
- 6 点は、5点から真北258度40分15秒 5.28メートルの地点
- 7 点は、6点から真北260度39分20秒 4.56メートルの地点
- 8 点は、7点から真北261度40分00秒 2.55メートルの地点
- 9 点は、8点から真北261度59分42秒 4.85メートルの地点
- 10 点は、9点から真北261度13分47秒 7.77メートルの地点
- 11 点は、10点から真北171度13分19秒 1.52メートルの地点
- 12 点は、11点から真北261度14分03秒 4.86メートルの地点
- 13 点は、12点から真北260度57分20秒 2.77メートルの地点
- 14 点は、13点から真北350度43分11秒 1.51メートルの地点
- 15 点は、14点から真北260度01分28秒 7.67メートルの地点
- 16 点は、15点から真北258度49分20秒 5.36メートルの地点
- 17 点は、16点から真北257度50分57秒 5.36メートルの地点
- 18 点は、17点から真北256度52分23秒 5.35メートルの地点
- 19 点は、18点から真北256度03分30秒 3.53メートルの地点
- 20 点は、19点から真北255度17分19秒 4.90メートルの地点
- 21 点は、20点から真北254度23分43秒 4.90メートルの地点

- 22点は、21点から真北253度30分46秒 2.12メートルの地点
- 23点は、22点から真北253度29分26秒 1.97メートルの地点
- 24点は、23点から真北253度30分39秒 0.81メートルの地点
- 25点は、24点から真北252度24分28秒 7.07メートルの地点
- 26点は、25点から真北251度13分42秒 5.81メートルの地点
- 27点は、26点から真北250度10分04秒 5.81メートルの地点
- 28点は、27点から真北249度05分37秒 5.80メートルの地点
- 29点は、28点から真北247度56分45秒 6.86メートルの地点
- 30点は、29点から真北246度42分06秒 6.86メートルの地点
- 31点は、30点から真北246度01分32秒 0.98メートルの地点
- 32点は、31点から真北245度20分26秒 5.92メートルの地点
- 33点は、32点から真北244度10分57秒 6.89メートルの地点
- 34点は、33点から真北242度55分21秒 6.90メートルの地点
- 35点は、34点から真北242度17分09秒 4.04メートルの地点
- 36点は、35点から真北152度17分25秒 3.00メートルの地点
- 37点は、36点から真北252度47分51秒 1.65メートルの地点
- 38点は、37点から真北152度17分34秒 6.00メートルの地点
- 39点は、38点から真北242度17分18秒 9.23メートルの地点
- 40点は、39点から真北238度17分29秒 4.01メートルの地点
- 41点は、40点から真北239度36分13秒16.02メートルの地点
- 42点は、41点から真北241度03分16秒20.01メートルの地点
- 43点は、42点から真北241度05分06秒10.00メートルの地点
- 44点は、43点から真北236度56分01秒16.18メートルの地点
- 45点は、44点から真北236度43分04秒15.12メートルの地点
- 46点は、45点から真北237度07分33秒 5.47メートルの地点
- 47点は、46点から真北240度28分50秒 5.77メートルの地点
- 48点は、47点から真北243度03分29秒 3.20メートルの地点
- 49点は、48点から真北246度29分01秒 5.73メートルの地点
- 50点は、49点から真北249度22分16秒 5.53メートルの地点
- 51点は、50点から真北255度54分52秒 5.07メートルの地点
- 52点は、51点から真北257度34分56秒 4.82メートルの地点
- 53点は、52点から真北258度24分20秒 4.58メートルの地点
- 54点は、53点から真北258度49分12秒 4.32メートルの地点
- 55点は、54点から真北257度24分13秒 3.96メートルの地点
- 56点は、55点から真北255度41分09秒 3.50メートルの地点
- 57点は、56点から真北246度48分57秒 3.10メートルの地点
- 58点は、57点から真北239度46分43秒 3.40メートルの地点
- 59点は、58点から真北236度38分55秒 2.58メートルの地点
- 60点は、59点から真北237度47分13秒 3.01メートルの地点
- 61点は、60点から真北237度46分48秒 3.21メートルの地点
- 62点は、61点から真北278度05分51秒16.39メートルの地点

(3) 面積

2,338.03平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成14年3月20日 愛媛県指令港第76号

4 しゅん功認可年月日

平成21年12月1日

○愛媛県告示第1467号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、松山市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成21年12月1日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 作業種類 公共測量（1/500地形図作成）
- 2 作業期間 平成21年12月1日から平成22年3月25日まで
- 3 作業地域 松山市北条八反地

○愛媛県告示第1468号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、その都市計画の案を愛媛県庁及び西予市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成21年12月1日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 都市計画の種類及び名称
西予都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
宇和都市計画区域、三瓶都市計画区域及び野村都市計画区域

○愛媛県告示第1469号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、新居浜市から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成21年12月1日

愛媛県東予地方局長 佐伯隆志

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
市営土地改良事業（ため池等整備事業）	新田地区	平成21年3月19日

○愛媛県告示第1470号

東温市下林上土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・八幡古池地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成21年12月1日

愛媛県中予地方局長 門屋泰三

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・八幡古池地区）計画書の写し
 - (2) 東温市下林上土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間
平成21年12月2日から平成22年1月5日まで
- 3 縦覧場所
東温市役所

○愛媛県告示第1471号

伊予市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良

事業（かんがい排水）・大坪地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成21年12月1日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・

大坪地区）計画書の写し

- (2) 伊予市営土地改良事業等の分担金の賦課徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成21年12月2日から平成22年1月5日まで

3 縦覧場所

伊予市役所本庁

○愛媛県告示第1472号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年12月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	内子河辺野村線	大洲市河辺町横山163番2から 同町横山229番3まで	平成21年12月1日

○愛媛県告示第1473号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成21年12月1日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

1 指定年月日及び番号

平成21年11月19日 21大土建（道）第7号

2 道路の位置

愛媛県大洲市東若宮14番7

幅員 4.00メートル

延長 18.52メートル

3 申請人の住所及び氏名

大洲市徳森630番地

二宮 毅

4 図面省略